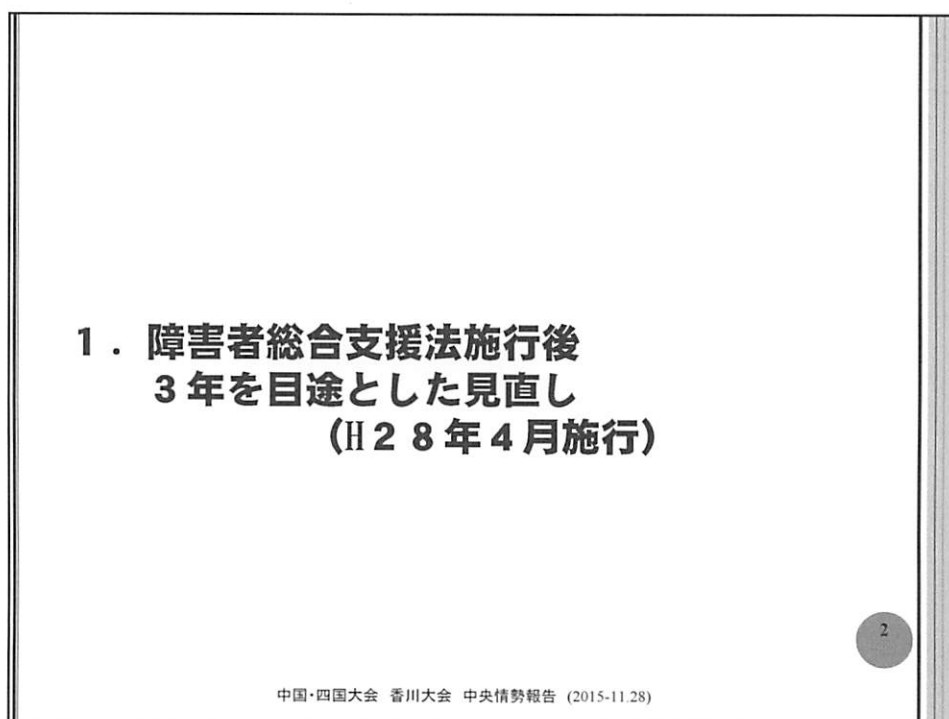
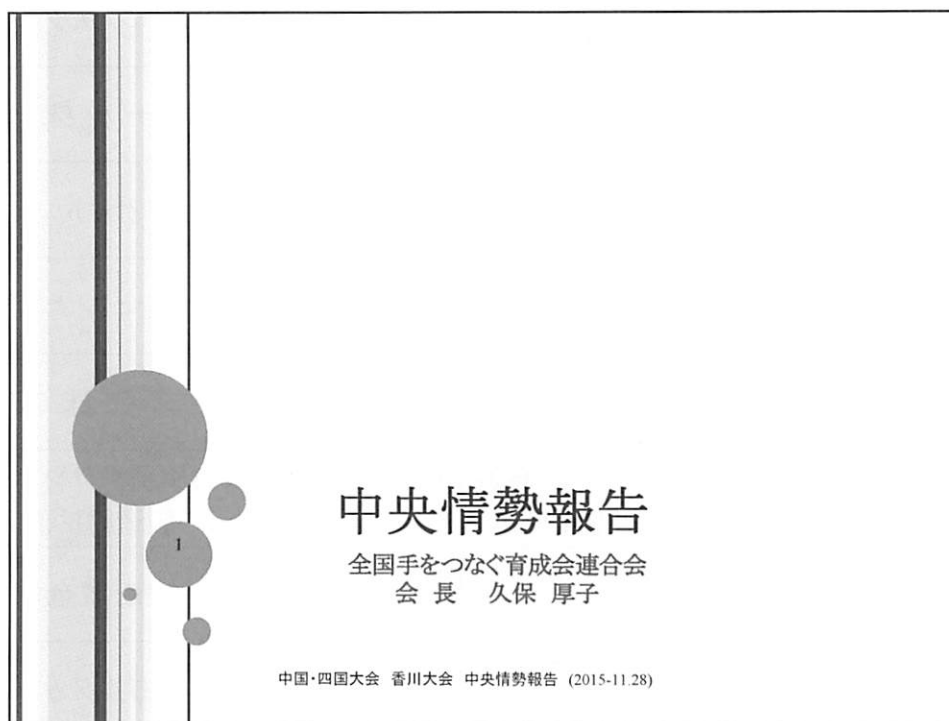


中央情勢報告

全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子



障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を諮ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則 （平成二十四年六月二七日法律第五号） 抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を円ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

3年後の見直しの主な項目

- ▶ I 常時介護を要する障害者等に対する支援について
- ▶ どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるか
- ▶ 「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか
- ▶ 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか
- ▶ 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか

4

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

● パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか

- ・「介護」という言葉には「見守り・声かけ」を必ずしも含まないため、知的・精神・認知障害に対応する場合は、その名称の変更について検討が必要。
- ・「常時介護を要する障害者」は、行動障害のある人・反社会的行動をとる人・地域移行した人など、暮らしの見通しを自分一人では見通せない者。
- ・常時介護を要する者が、必要なときに必要な支援を受けられるようなケアマネジメントのあり方を検討する必要がある。
- ・支援区分や状態像だけで「対象となる」「ならない」を線引きせず、生活場面を細切れにしないよう隙間を埋める接着剤効果のある効率の良いサービスが求められている。ボランティアベースのサービスを生み出す視点での検討も必要

5

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

▶ II 障害者等の移動の支援について

- ▶ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか
- ▶ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか
 - ・地域生活支援事業における移動支援は、地域の特性に応じて進化させてきた自治体も少なからずあり、その経緯を尊重して現状維持が適当である。
- ▶ III 障害者の就労支援について
- ▶ 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか
- ▶ 就労継続支援（A型及びB型）、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか

6

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

▶ 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか

▶ 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか

・就労移行・就労継続A・B・生活介護については、サービスの枠組みが現状に即していない面がある。就労移行を二段階に分け、現行通り年限を区切ってより積極的な就労支援を図る群(就労移行Ⅰ型)と無期限に就労へのニーズを受け止める群(就労移行Ⅱ型)に分類してはどうか。初めての福祉利用を就労継続Bからは始められないとした規制により混乱している状況の改善策にもなり得る。

・現行の就労継続B型は就労支援的な要素を抜き、生活介護と一本化し、名称も改める。働くことに重きを置いたワークショップ型と創作余暇体験活動などを重視したアクティビティ型に分ける。プログラムによって違いを明確にし、区分では無く利用者に選んでもらえるようにする事が望ましい。

7

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

・「賃金補填」については、ニート、引きこもり等の社会参加支援を求め対象が100万～200万人を超えている社会構造の中で障害者支援にだけ賃金補填を行うことは検討の余地も無い。

▶ IV障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

▶ 支給決定プロセスの在り方についてどのように考えるか

▶ 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか

▶ 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか

▶ 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか

・現行の支給決定プロセスの基本は、大きく変更する必要は無いと考える。

8

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ・セルフプランが本来の主旨から逸脱している点を改める必要がある。セルフプランは障害者が自ら望んで計画を立てる仕組み。
知的障害者や児童の親が仕組みも意味も分からずにプランを書かされている実態がある。希望や暮らしの不安を把握するのならば、計画相談として行うべき。
- ・サービス等利用計画の結果が、支給決定に反映されにくいのでは無いか。支給決定の際に措置時代の価値観と同じで、資源(提供するサービス)が地域内に存在しないと言う理由で支給決定されない事は遺憾
- ・課題となるのは、行動障害のある方の支援が提供されることで日常の不穏な状態が治まった事を見て、今の判定では区分が低く出て、支援が低く評価される危険性がある

9

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

▶ V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の

- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか【障害者基本法(相談等)、知的障害者福祉法(支援体制の整備等)、障害者総合支援法(基本理念)(定義)(サービス事業者及び支援施設等の設置者)(一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者)】
- 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか【知的障害者福祉法(後見等を行う者の推薦等)、障害者総合支援法(市町村の地域生活支援事業)】
- ・障害者に対する意思決定支援は現在、各地で意思決定支援の基礎研究が行われており、用語の定義や概念の整理、現在行われている実践の収集など、議論の前提条件に関する共通項の共有化が進んでいる。
- ・意思決定支援に基づいたサービス提供をするためには、計画相談、個別支援 計画、モニタリングとサービスを利用する際に「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置付くよう、本人の意思を踏まえた事業となるための、ガイドラインが示されていく必要があると考える。¹⁰

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ・成年後見制度の利用支援については成年後見制度については今回の改定で取り扱うのは現実的ではない。
本格的な制度に向けての中長期的課題とすべきである。

- VI手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

- ▶ 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか
- ▶ 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか
- ▶ 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか
- ・意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか

11

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか

- ・知的障害の人に分かりやすいようにと漢字にルビを打つ、カタカナやひらがなで表記するなどの工夫があるが、かえってわかりにくい状況を生み出すことにもなりかねないため、文章の長さ、文章の見やすさ、文数字(時刻)の書きかえと理解、カタカナ語の書きかえと理解、漢字列をくずすなどの工夫が必要でそのための研究開発ガイドラインの作成が重要。

- VII精神障害者に対する支援の在り方について

病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか

精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか

12

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ▶ 障害者総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか
- ▶ **VIII 高齢の障害者に対する支援のあり方について**
- ▶ 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか
- ▶ 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか
- ▶ 介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか

13

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- 65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか
- 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか
- ▶ 心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか
- ▶ いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか

14

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ・介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため・65歳以上の障害者が介護保険サービスを含めた福祉サービスを円滑に利用するためには、① 高齢化した障害者(とりわけ高齢化した知的・発達障害者)に対する支援に関する支援ノウハウが乏しい障害福祉分野
- ② 障害者(とりわけ知的・発達障害者)支援に関する基本知識、受入れ実績が乏しい高齢障害者分野、いずれにも対応スキルの向上が求められる。
- ・障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について一例として、65歳以上で身体障害者手帳を所持する人は400万人程度、認知症の人は300万人程度いる。こうした方々の福祉サービスをすべて総合支援法で対応することは現実的に不可能。現行ルール維持が適当。
- ・心身機能が低下した高齢障害者に対する日中支援については通所ではなく訪問型による支援提供も検討が必要と考える。

15

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11-28)

・いわゆる「親亡き後」も地域において安心して日常生活を送るために、親亡き後に住まいの場を確保していく術としては、グループホームもしくはそこに空きがなければ入所施設となってしまう現状がある。どちらも受け入れに余裕は無く、すぐに利用できる状態には無い。家族同居からの住まいの確保を考える際に、国交省の「多様な住まい」の取り組みなど、他省庁との連携も図る必要があるし、諸外国でも英国等では、別の高齢世帯等と一緒に暮らすというような事例(シェアリングなどについてモデルケースの蓄積)があり、我が国でもこれまでにない生活のかたちを提言していくことが必要である。

16

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11-28)

- ▶ Xその他の障害福祉サービスの在り方等について
- ▶ 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか
- ▶ 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しについてどう考えるか
- ▶ 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか
- ▶ 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか
- ▶ 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か

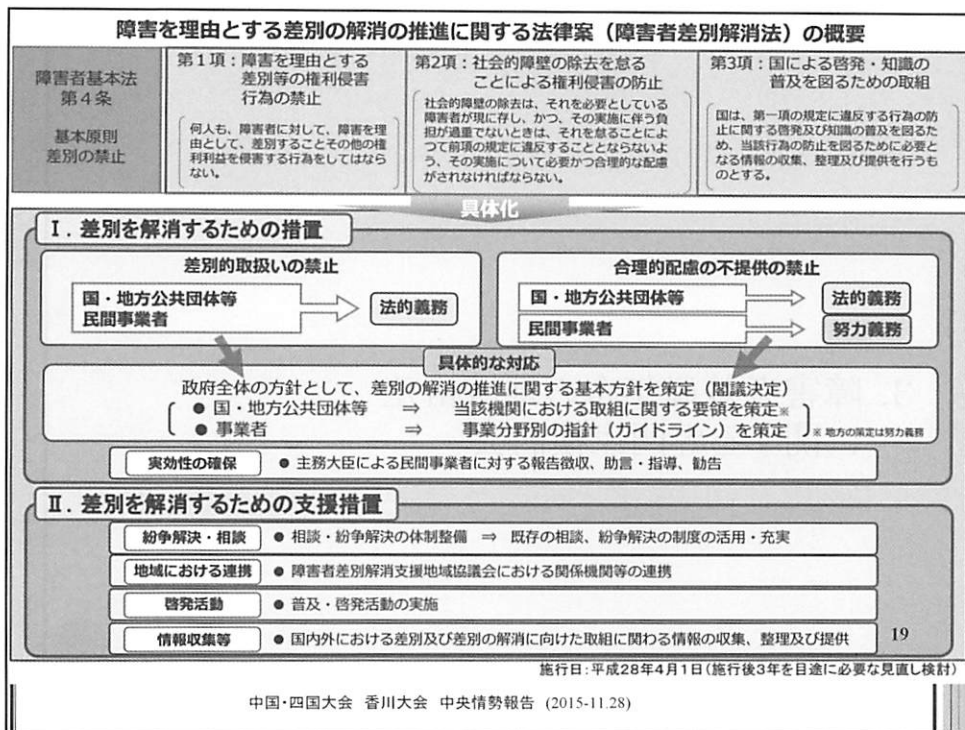
17

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

2. 障害者差別解消法の施行 (H28年4月施行)

18

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)



▶ 厚生労働省

（労働政策審議会、障害者雇用分科会）

▶ 文部科学省

（障害者差別解消法に関する調査研究協力者会議）

● 内閣府

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員
 国家考案委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、会計監査院、総務省
 厚生労働省、金融庁、外務庁、財務省、環境省、法務省、防衛省
 文部科学省、農林水産省、経済産業省
 （対応要領を定める関係局、独立行政法人等を含む）

● 国土交通省

● 自民党 ● 公明党 → ヒアリング

3. 障害者基礎年金の地域格差 に関する専門家検討会

21

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

●アンケート結果の概要と要望

- 初診日特定が難しい・・・
滋賀県、大阪市、大阪府、福岡県、兵庫県
- 医師に断られる・・・長崎県
- 説明会が必要・・・
滋賀県、鳥取県、長崎県、鹿児島県
- 窓口の対応が不適切・・・
鳥取県、京都府、兵庫県、川崎市
- 支給されないもしくは結果が低く判定される
鳥取県、埼玉県、静岡県、島根県、山口県
鹿児島県、福岡県、京都府、さいたま市

22

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- 年金を支給する目安の水準があいまい・・・
静岡県、京都府
- 認定医の判断基準が厳しい。又は異なり対応が曖昧
・・・滋賀県、大阪府、鳥取県、京都府、千葉県
- 働くと年金が支給停止になる・・・滋賀県、山口県
- 現況報告をするとそれを契機に減給される・・・ 兵
庫県、山口県、大阪市、千葉市
- 障害の状況が変わる事が無いのに有期認定である事に疑
問・・・大阪市、北九州市

23

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

2. 要望事項

- 知的障害のある人たちにとって再判定の必要性についても
論議を求めます。(中長期的な要望)
- 手続を簡素化し窓口業務担当者に対して、対応マニュアル
の作成や研修を設定する等の取り組みが必要。
- 年金申請を理解している地域の医師を紹介する、わかりや
すい記入例の作成をする等、障害のある人や家族が申請時
に困ることのないようなシステムを整えることが必要。

24

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ▶ 20歳以降の知的障害・発達障害の確定診断は、急激に改善される見込みはなく、本人の努力、就労先での支援や家族の支えによって環境の改善が図られても障害ゆえの生活のしづらさは本質的には変わりません。定額の給与を得たとしても障害基礎年金はそこに焦点を当てて生計を確保する位置づけのはずです。
- 就労を原因とした支給停止や減級の改善を求めます。
- 各都道府県ごとに、判定担当者が引き継ぎ独自の判定基準の様な物ができていることの改善を求めます

25

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

総合評価について

前ページの等級を目安としつつ、その他の様々な要素を考慮して、総合的に等級判定することとする。(精神障害・知的障害・発達障害に共通して、又は障害ごとに考慮すべき要素の例を整理) この場合、総合的に等級判定する際に、認定基準で掲げられた事項のほか、一般的に考慮することが妥当と考えられる要素の例は何か。

	考慮する要素の概要
現在の病状 又は病態像	○障害ごとに、特に考慮すべき病状や病態像 (例えば統合失調症・・・幻覚や妄想がある、うつ病・・・希死念慮や自殺企図がある など)
療養状況	○入院・外来の状況 ○入院時の状況(隔離・拘束の有無や期間、院内での病状経過・生活状況等) ○治療期間 ○主な療法 など
生活環境	○同居・独居の状況 ○家族等の援助の有無 ○福祉サービスの利用状況(サービスの頻度、内容〔食事・入浴・買物〕) など
就労状況	○勤務先(一般企業、就労支援施設等) ○雇用体系(障害者雇用の有無等) ○勤続年数、仕事の頻度 ○収入額 ○仕事の内容 ○職場での援助の状況や意思疎通の状況 など
その他	○手帳(精神保健福祉手帳、療育手帳)取得の有無及び区分 ○養育・教育歴 など

26

3

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

等級の目安(たたき台)について					
障害認定基準及び障害等級の認定状況を踏まえ、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の平均を組み合わせ、以下のような等級の目安を設けてはどうか。 また、等級の目安はあくまでも認定医が次の段階で総合評価を行うための目安とするものであり、等級判定は、この目安を参考に様々な要素を考慮して総合的に行うこととしてはどうか。					
程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5~4.0	1級 ※1	2級 ※1	(2級 ※9)		
3.0~3.4	1級 又は ※2 2級	2級 ※1	2級 ※4		
2.5~2.9		2級 ※1	2級 ※4		
2.0~2.4		2級 ※3	2級 又は ※5 3級	3級 又は ※7 3級非該当	
1.5~1.9			3級 ※6	3級 又は ※7 3級非該当	
1.0~1.4				3級非該当 ※8	3級非該当 ※8

大阪市手をつなぐ育成会大会 中央情勢報告 (2015-11.15)

検討会資料					
障害基礎年金の認定状況					
程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5~4.0	1級 40件/40件	2級 308件/404件			
3.0~3.4	1級・2級 17件・18件/36件	2級 804件/949件	2級 284件/321件		
2.5~2.9		2級 294件/336件	2級 167件/535件		
2.0~2.4		2級又は2級非該当 34件・9件/46件	2級 343件/452件	2級又は2級非該当 49件・47件/97件	
1.5~1.9			2級又は2級非該当 32件・15件/48件	2級又は2級非該当 38件・37件/75件	
1.0~1.4				2級又は2級非該当 11件・28件/41件	

注1) 決定の総件数に対する割合が概ね1%未満の欄は空欄とした。
注2) 特定の等級の件数が3/4以上あれば、その等級を示した。
注3) 特定の等級の件数が3/4未満であれば、多い2つの等級を示した。

大阪市手をつなぐ育成会大会 中央情勢報告 (2015-11.15)

障害基礎年金及び障害厚生年金のサンプル調査を基に、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」による障害等級の認定状況を整理した。

1) 全体の認定状況

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5～4.0		2級 373件/489件			
3.0～3.4	1級・2級 22件・26件/51件	2級 1,116件/1,372件	2級・3級 292件・135件/460件		
2.5～2.9		2級 430件/544件	2級・3級 471件・287件/824件		
2.0～2.4		2級・3級 54件・18件/81件	2級・3級 347件・376件/577件	3級・3級非該当 61件・65件/176件	
1.5～1.9			2級・3級 33件・41件/102件	3級・3級非該当 42件・49件/129件	
1.0～1.4				3級・3級非該当 25件・56件/95件	3級・3級非該当 22件・55件/81件

(注1) 決定の総件数に対する割合が概ね1%未満の欄は空欄とした。
 (注2) 特定の等級の件数が3/4以上あれば、その等級を示した。
 (注3) 特定の等級の件数が3/4未満であれば、多い2つの等級を示した。
 (注4) 2級非該当には概念的に3級と3級非該当の両者が含まれるため、本集計上、半数ずつ3級と3級非該当に振り分けた。
 (注5) 障害厚生年金については年間の裁定件数を参照して件数を追加した。

大阪市手をつなぐ育成会大会 中央情勢報告 (2015-11-15)

4. 障害者の虐待事件

- 育成会としては、虐待案件(虐待が強く疑われる案件)に対し、毅然とした姿勢を示したい。
現に殴られたり蹴られたりして傷ついた人がいる以上は、単に「障害者虐待」という切り口ではなく、刑法犯罪(傷害罪)として立件することも含め、現地の行政・警察には強い姿勢を求めたいと思います。
障害者虐待防止法によって設置されている「虐待防止センター」が機能していたのかどうかの検証を求めたいと思います。

31

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- 一方、法人の理事長や施設長は、常に直接現場に足を運んで現場の状況を把握していただくことを求めます。また、幹部職員は、率先して「不適切な対応」の段階から、注意し改善の努力が必要です。
- さらに、虐待事案での、マスコミの報道手法にも疑問が残ります。当事者には動揺と恐怖、支援者には緊張と萎縮を与えます。そのことが、誠実に支援を展開している多くの支援者、事業所に対する根拠のない不信につながってしまいます。

32

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

- ▶ 虐待事案が許せないものであることは、言うまでもありません。
- ▶ 被害に遭ってしまった人、その周辺で暴力の恐怖におびえながら過ごしている人、そして家族や大半の心ある支援者などへのフォロー、心のケアも欠かすことができない問題です。虐待行為に及んだ職員に対しては、法令に基づいた相応の懲罰が課されるべきです。
- ▶ 障害者のみならず虐待が無くなる社会を求めて、私たち育成会も引き続き取り組みを進めて行きたいと思っています。

33

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

5. 成年後見制度の利用促進

34

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11.28)

成年後見制度の利用促進

- ▶ 今国会で成年後見制度の利用促進の法案が審議される見通し。
- ▶ 利用の少ない保佐や補助、任意後見が安心して利用できるための制度等の措置。
- ▶ 被後見人の死亡後の手続きの見直しや郵便物の開封。
- ▶ 被後見人が必要な医療や介護を受けるための支援の在り方。(医療同意権)
- ▶ 報酬支払の助成(報酬助成)
(総理大臣を会長に各大臣レベルで利用促進会議を設置し、具体的には有識者委員会で議論)

35

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告 (2015-11-28)

オリンピック・パラリンピックに向けて 6. 障害者の文化芸術の促進ネットワーク

中国・四国大会 香川大会 中央情勢報告
(2015-11-28)

36

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた 障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク(仮)

目的1

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた全国津々端々の文化芸術活動を通して、我が国の障害者の芸術活動の裾野を広げる。

目的2

障害者の芸術文化が受け継がれ、生み出される多様な文化・価値観を認め合う社会を創造する。

各地で開催される催事の情報を互いに知り、発信する

このネットワークに参加する団体や個人に所属する人々が互いに連携を図り、全国各地で開催される各々の文化イベントについて団体間で紹介し合い、関係者にその事を広げましょう。

発信方法(例)

- 各団体が開催する研修会や、発行する機関誌(会報)などで、この取り組みを紹介した上で、連携した発信活動を行いましょう。
- 共通のロゴを使用した一冊感のある情報発信を行い、この取り組みを共に盛り上げていきましょう。
- 全国各地で開催される文化イベント情報なども、前にも開設する共通のホームページに掲載し、全国のみならず紹介しましょう。
- 各報道機関への取材の依頼も、各団体が協力していきましょう。

ロンドン五輪では、806人の障害のあるアーティストが参加した実績があります

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピックでは、主要な文化プログラムのひとつとして、障害のあるアーティストの創造性ある活躍を支えるプログラム「アンリミテッド」が英国全土で開催されました。英国では1950年代から障害のあるアーティストが活躍してきましたが、さらに、このロンドン五輪の文化プログラム「アンリミテッド」が組み込まれたことで障害のある人の発表の機会が飛躍的に増えたと言われています。

2016年10月に京都・東歌で開催される「スポーツ文化・ワールド・フォーラム」に参加しましょう

リオデジャネイロ大会の終了直後に、文部省を中心に日本政府が主体となって経済界、地方公共団体が連携した「スポーツ文化・ワールド・フォーラム」が開催されます。このフォーラムに参加して、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたスタートを一蹴し取りましょう。

【障害者が活躍する文化イベントの具体的な取り組み(例)】 このネットワークの関係者が主体となり、様々な文化イベント・行事などを、全国各地で開催しましょう。

展覧会の開催等

- 絵画・陶芸・織物・写真などによる展覧会の開催
- 造形作品や写真・陶芸などの作品の公募事業
- 国内外で賞状を受けたアール・ブリュット作品による展覧会の開催
- 造形活動を行うアートエヤワークショップの開催
- 海外での作品展の開催

音楽やダンスなど ステージパフォーマンスの 発表等



- 手鼓コーラスやバンド等、その他楽器演奏の発表会
- ダンスの発表(舞踊ダンス、コンテンポラリーダンス等)
- 和太鼓や神楽など伝統芸能の発表
- 音楽やダンスのワークショップの開催
- 障害者が参加する劇団やロックバンドの公演
- 国内外での音楽祭や舞台芸術祭の開催

研修会の開催等



- 各地域が主催する研修会等で障害者の文化芸術活動をテーマとした講演会やシンポジウム等を開催
- 障害者の芸術文化活動に関する調査研究の実施

映画上映会の開催等



- 既存の映画に字幕や手話を入れるなど、目や耳が不自由な人たちが楽しむことのできる「バリアフリー映画」の制作や上映会の開催
- 障害者の芸術文化活動を支える人たちの日常を記録した映像の制作や上映会の開催

その他、多様な参加のあり方を議論し、検討しましょう
出演や出演する人だけでなく、鑑賞や観客を通して、障害のある人がこれらの文化イベントに気軽に参加し楽しむことできるように検討しましょう。

- 展覧会を助け、楽しく作品を鑑賞
- 様々なステージ発表や舞台公演を鑑賞
- 国内外で開催される文化イベントに「2020年東京オリパラ観劇大使」として出かけ、イベントの視察を通して、その場の人々と交流する